



2021年11月17日

各 位

会 社 名 トビラシシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 明 田 篤
(コード番号：4441 東証第一部)
問 い 合 っ せ 先 取 締 役 C F O 後 藤 敏 仁
TEL. 050-3612-2677

指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本委員会設置の目的

取締役等の指名や報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として本委員会を設置することといたしました。

2. 本委員会の役割

本委員会は、取締役会からの諮問に応じて、次の事項を審議し、取締役会に答申します。

- ① 取締役の選定方針、制度設計に関する事項
- ② 株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する事項
- ③ 執行役員の選任及び解任に関する事項
- ④ サクセッションプランの運用に関する事項
- ⑤ 役員報酬の方針、制度設計に関する事項
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額に関する事項
- ⑧ 役員報酬制度の運用に関する事項
- ⑨ その他取締役の指名・報酬にかかる重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 本委員会の構成

本委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。また、審議の透明性と客観性を確保する観点から、委員長は独立社外取締役の中から選定します。

4. 設置日

2021年11月17日

以 上